

福岡県公報

平成二十年十月十日
第二千八百八十四号
増刊
①

目次

議 会

福岡県議会議規則の一部を改正する規則

(議会事務局議事課) …………… 一

議 会

福岡県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

平成二十年十月十日

福岡県議会議長 貞 末 利 光

福岡県議会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会議規則(昭和三十一年九月十七日議決)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

第十七章を次のように改める。

第十七章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第八十八条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び召集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第八十八条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
代表者会議	会派間の意見調整その他議会の運営上必要な事項に関する協議又は調整	議長、副議長及び五名以上の所属議員を有する会派の代表者	議長(改選後の会議については、議長が別に定める。)
常任委員長会議	常任委員会の運営等に関する共通事項の取扱いの協議及び委員会間の連絡調整	常任委員会の委員長	議長
意見書等調整会議	意見書案、決議案等に関する会派間の連絡調整	二名以上の所属議員を有する会派から選出された議員	座長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）